

接続約款変更届出書

平成 31 年 3 月 22 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日

平成 31 年 3 月 31 日



接続約款変更届出書



平成 31 / 年 3 月 22 日

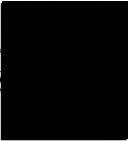
総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は しまつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でんわかぶしきがいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあき ひで
湯浅 英



登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先 運用管理部



電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 31 年 3 月 31 日
------	------------------

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧																																						
第1章 総則	第1章 総則																																						
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)																																						
(用語の定義)	(用語の定義)																																						
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 483 607 523">用語</th> <th data-bbox="607 483 1055 523">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 523 607 563">1～4</td> <td data-bbox="607 523 1055 563">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 563 607 834">5 契約者回線</td> <td data-bbox="607 563 1055 834">当社のa u通信サービス契約約款、<u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u>等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 834 607 874">6～27</td> <td data-bbox="607 834 1055 874">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 874 607 1058"><u>28 セルラーLPWAサービス</u></td> <td data-bbox="607 874 1055 1058">当社又は特定事業者の<u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u>に基づいて提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1058 607 1098">29 リモートアクセスサービス</td> <td data-bbox="607 1058 1055 1098">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1098 607 1137">30 MVNOサービス</td> <td data-bbox="607 1098 1055 1137">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1137 607 1177">31 契約約款</td> <td data-bbox="607 1137 1055 1177">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1177 607 1217">32 契約約款等</td> <td data-bbox="607 1177 1055 1217">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1217 607 1345"><u>33 LPWA契約約款</u></td> <td data-bbox="607 1217 1055 1345"><u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1345 607 1484"><u>34 LPWA特定接続契約者</u></td> <td data-bbox="607 1345 1055 1484">協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラーLPWAサービス）を利用して提供するものに限りま</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～4	(略)	5 契約者回線	当社のa u通信サービス契約約款、 <u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	6～27	(略)	<u>28 セルラーLPWAサービス</u>	当社又は特定事業者の <u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u> に基づいて提供する電気通信サービス	29 リモートアクセスサービス	(略)	30 MVNOサービス	(略)	31 契約約款	(略)	32 契約約款等	(略)	<u>33 LPWA契約約款</u>	<u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u>	<u>34 LPWA特定接続契約者</u>	協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラーLPWAサービス）を利用して提供するものに限りま	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 483 1628 523">用語</th> <th data-bbox="1628 483 2076 523">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 523 1628 563">1～4</td> <td data-bbox="1628 523 2076 563">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 563 1628 834">5 契約者回線</td> <td data-bbox="1628 563 2076 834">当社のa u通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 834 1628 1058">6～27</td> <td data-bbox="1628 834 2076 1058">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1058 1628 1098">28 リモートアクセスサービス</td> <td data-bbox="1628 1058 2076 1098">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1098 1628 1137">29 MVNOサービス</td> <td data-bbox="1628 1098 2076 1137">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1137 1628 1177">30 契約約款</td> <td data-bbox="1628 1137 2076 1177">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1177 1628 1484">31 契約約款等</td> <td data-bbox="1628 1177 2076 1484">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～4	(略)	5 契約者回線	当社のa u通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線	6～27	(略)	28 リモートアクセスサービス	(略)	29 MVNOサービス	(略)	30 契約約款	(略)	31 契約約款等	(略)
用語	用語の意味																																						
1～4	(略)																																						
5 契約者回線	当社のa u通信サービス契約約款、 <u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u> 等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																						
6～27	(略)																																						
<u>28 セルラーLPWAサービス</u>	当社又は特定事業者の <u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u> に基づいて提供する電気通信サービス																																						
29 リモートアクセスサービス	(略)																																						
30 MVNOサービス	(略)																																						
31 契約約款	(略)																																						
32 契約約款等	(略)																																						
<u>33 LPWA契約約款</u>	<u>SORACOM Air for セルラーLPWA通信サービス契約約款</u>																																						
<u>34 LPWA特定接続契約者</u>	協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラーLPWAサービス）を利用して提供するものに限りま																																						
用語	用語の意味																																						
1～4	(略)																																						
5 契約者回線	当社のa u通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線																																						
6～27	(略)																																						
28 リモートアクセスサービス	(略)																																						
29 MVNOサービス	(略)																																						
30 契約約款	(略)																																						
31 契約約款等	(略)																																						

新		旧	
	<u>す。）の提供を受けるための契約を締結している者</u>		
35 契約者	(略)	32 契約者	(略)
36 利用者	(略)	33 利用者	(略)
37 利用者料金	(略)	34 利用者料金	(略)
38 役務区間合算料金	(略)	35 役務区間合算料金	(略)
39 役務区間単位料金	(略)	36 役務区間単位料金	(略)
40 交換設備	(略)	37 交換設備	(略)
41 中継交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	38 中継交換機	(略)
42 直取パケット交換機	a u 通信サービス又はセルラー L P W A サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの	39 直取パケット交換機	(略)
43 帯域制御装置	(略)	40 帯域制御装置	(略)
44 伝送路設備	(略)	41 伝送路設備	(略)
45 回線終端装置	(略)	42 回線終端装置	(略)
46 文字メッセージ通信用設備	(略)	43 文字メッセージ通信用設備	(略)
47 文字メッセージ通信用信号変換装置	(略)	44 文字メッセージ通信用信号変換装置	(略)
48 文字メッセージ通信	(略)	45 文字メッセージ通信	(略)
49 特定電子メール	(略)	46 特定電子メール	(略)
50 通信用建物	(略)	47 通信用建物	(略)
51 番号ポータビリティ	(略)	48 番号ポータビリティ	(略)
52 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	(略)	49 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	(略)

新		旧	
53 消費税相当額	(略)	50 消費税相当額	(略)
54 a u I Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、a u通信サービス契約約款に規定するW I N特定接続契約又はL T E特定接続契約に規定する役務、又はL P W A契約約款に規定するL P W A特定接続契約に規定する役務の提供を受けるために、当社がW I N特定接続契約者、L T E特定接続契約者、L P W A特定接続契約者に貸与するもの	51 a u I Cカード	(略)
55 業務支援システム	(略)	52 業務支援システム	(略)
56 業務支援端末	(略)	53 業務支援端末	(略)
<p>(特定事業者の電気通信設備との接続)</p> <p>第5条 当社の第2種指定電気通信設備との接続は、特定事業者が提供するa u通信サービス又はセルラーL P W Aサービスに係る第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。</p> <p>(事前調査の申込み)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社に協力を依頼する事項を記載するものとします。<u>なお、接続申込者がセルラーL P W Aサービスとの接続を申し込む際においては、更に通信頻度、特定地域集中に係る事項を記載するものとします。</u></p> <p>(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)</p>		<p>(特定事業者の電気通信設備との接続)</p> <p>第5条 当社の第2種指定電気通信設備との接続は、特定事業者が提供するa u通信サービスに係る第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。</p> <p>(事前調査の申込み)</p> <p>第12条 1～2 (略)</p> <p>3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社に協力を依頼する事項を記載するものとします。</p> <p>(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)</p>	

新	旧
<p>第 15 条 1～3 (略)</p> <p>4 当社は、接続申込者から特定事業者が提供する a u 通信サービス又は<u>セルラー L P W A サービス</u>に係る第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点（以下「特定相互接続点」といいます。）として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第 2 種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者が定めるところによります。</p> <p>(特定事業者との協定の締結)</p> <p>第 43 条 接続申込者は、当社と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者が提供する a u 通信サービス又は<u>セルラー L P W A サービス</u>に係る第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「特定協定」といいます。）を締結することを要します。</p> <p>(協定事業者が行う協定の解除)</p> <p>第 47 条 1～2 (略)</p> <p>3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する W I N 直収パケット接続機能、L T E 直収パケット接続機能又は<u>L T E 直収パケット接続機能（L P W A）</u>の利用を開始した日から起算して 1 年以内に協定を解除する場合には、その解除の日から機能の利用を開始した日から起算して 1 年間の残余の期間の定額制網使用料に相当する額の支払いを要します。</p> <p>4 以下 (略)</p> <p>(必要事項の通知)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 第 12 条 3 項に定める事前調査申込書におけるセルラー L P W A 関連事項の変更</u></p> <p><u>(10) その他接続に必要な事項</u></p> <p>(相互接続通信の制限)</p> <p>第 58 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、</p>	<p>第 15 条 1～3 (略)</p> <p>4 当社は、接続申込者から特定事業者が提供する a u 通信サービスに係る第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点（以下「特定相互接続点」といいます。）として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第 2 種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者が定めるところによります。</p> <p>(特定事業者との協定の締結)</p> <p>第 43 条 接続申込者は、当社と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者が提供する a u 通信サービスに係る第 2 種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「特定協定」といいます。）を締結することを要します。</p> <p>(協定事業者が行う協定の解除)</p> <p>第 47 条 1～2 (略)</p> <p>3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する W I N 直収パケット接続機能又は L T E 直収パケット接続機能の利用を開始した日から起算して 1 年以内に協定を解除する場合には、その解除の日から機能の利用を開始した日から起算して 1 年間の残余の期間の定額制網使用料に相当する額の支払いを要します。</p> <p>4 以下 (略)</p> <p>(必要事項の通知)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) その他接続に必要な事項</p> <p>(相互接続通信の制限)</p> <p>第 58 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、</p>

新	旧
<p>a u 通信サービス契約約款 <u>又は L P W A 契約約款</u> 中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、a u 通信サービス契約約款 <u>又は L P W A 契約約款</u> 中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> <p>3 以下（略）</p> <p>（相互接続通信の切断）</p> <p>第 58 条の 2 当社は、a u 通信サービス契約約款 <u>又は L P W A 契約約款</u> 中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> <p>（手続費の支払義務）</p> <p>第 68 条（1）～（4）（略）</p> <p>（5）当社が、a u 通信サービス契約約款に規定する W I N 特定接続契約、<u>L T E 特定接続契約</u> <u>又は L P W A 契約約款に規定する L P W A 特定接続契約</u>（以下「M V N O サービス契約」といいます。）の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 以下（略）</p> <p>（ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する M V N O 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款 <u>又は L P W A 契約約款</u> に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款 <u>又は L P W A 契約約款</u> に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 （略）</p>	<p>a u 通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、a u 通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> <p>3 以下（略）</p> <p>（相互接続通信の切断）</p> <p>第 58 条の 2 当社は、a u 通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> <p>（手続費の支払義務）</p> <p>第 68 条（1）～（4）（略）</p> <p>（5）当社が、a u 通信サービス契約約款に規定する W I N 特定接続契約又は L T E 特定接続契約（以下「M V N O サービス契約」といいます。）の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 以下（略）</p> <p>（ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する M V N O 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 （略）</p>

新	旧
<p>(定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法)</p> <p>第 69 条の 2</p> <p>2 当社は、別表 1（接続により提供する機能）に規定するWIN直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能又はLTE直収パケット接続機能（LPWA）に係る定額制の網使用料について、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 3 項及び第 4 項の規定に該当するときには、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 4 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p>(接続料金の遡及適用)</p> <p>第 75 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）1（適用）2（料金額）2-4（WIN直収パケット接続機能）、2-4の2（LTE直収パケット接続機能）及び2-4の3（LTE直収パケット接続機能（LPWA））に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第 84 条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社の責めに帰すべき事由（当社がau通信サービス又はセルラーLPWAサービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。）により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係るau通信サービス又はセルラーLPWAサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合（当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。）に限り、</p>	<p>(定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法)</p> <p>第 69 条の 2</p> <p>2 当社は、別表 1（接続により提供する機能）に規定するWIN直収パケット接続機能又はLTE直収パケット接続機能に係る定額制の網使用料について、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 3 項及び第 4 項の規定に該当するときには、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 4 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p>(接続料金の遡及適用)</p> <p>第 75 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p> <p>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）1（適用）2（料金額）2-4（WIN直収パケット接続機能）及び2-4の2（LTE直収パケット接続機能）に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第 84 条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社の責めに帰すべき事由（当社がau通信サービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。）により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係るau通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合（当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。）に限り、その費用の負担について協議するものとします。</p>

新	旧												
<p>その費用の負担について協議するものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第 96 条 当社は、協定事業者（国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により a u 通信サービス及びセルラー L P W A サービスの契約者に関する情報（協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、以下「契約者情報」といいます。）の提供を求められたときは、次の場合に限り、その提供を求められた契約者情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び電話番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。</p> <p>以下 (略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 96 条の 2 当社は、接続協議に関する情報、a u 通信サービス及びセルラー L P W A サービスのサービスエリアに関する情報及び別表 1 に掲げる L T E 直収パケット接続装置機能及び L T E 直収パケット接続装置機能（L P W A）に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別表 1 接続により提供する機能</p> <p>1 - 1 基本接続機能</p> <table border="1" data-bbox="129 1294 1095 1474"> <thead> <tr> <th>機能の区分</th> <th>機能の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オプション機能接続機能</td> <td>a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当</td> <td>この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し</td> </tr> </tbody> </table>	機能の区分	機能の内容	備考	オプション機能接続機能	a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し	<p>3 (略)</p> <p>(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)</p> <p>第 96 条 当社は、協定事業者（国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、お客様情報照会書により a u 通信サービスの契約者に関する情報（協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、以下「契約者情報」といいます。）の提供を求められたときは、次の場合に限り、その提供を求められた契約者情報（その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。）を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者（以下この条において「対象契約者」といいます。）の氏名及び電話番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者に通知します。</p> <p>以下 (略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 96 条の 2 当社は、接続協議に関する情報、a u 通信サービスのサービスエリアに関する情報及び別表 1 に掲げる L T E 直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別表 1 接続により提供する機能</p> <p>1 - 1 基本接続機能</p> <table border="1" data-bbox="1155 1294 2121 1474"> <thead> <tr> <th>機能の区分</th> <th>機能の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オプション機能接続機能</td> <td>a u 通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしてい</td> <td>この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し</td> </tr> </tbody> </table>	機能の区分	機能の内容	備考	オプション機能接続機能	a u 通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしてい	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し
機能の区分	機能の内容	備考											
オプション機能接続機能	a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し											
機能の区分	機能の内容	備考											
オプション機能接続機能	a u 通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしてい	この機能の接続可否については、技術的条件集に規定し											

新			旧		
	然利用できるものとしている機能	ます。		る機能	ます。
<u>L T E直取パケット接続機能 (L P W A)</u>	<u>L T E方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行う機能</u>	<u>M V N Oサービス契約以外の契約者回線は利用できません。</u>	<u>【新設】</u>		
1 - 2 個別占有的接続機能			1 - 2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
<u>L T E直取パケット接続装置機能 (L P W A)</u>	<u>L T E方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能</u>	<u>網改造料の支払いを要します。</u> <u>M V N Oサービス契約以外の契約者回線は利用できません。</u>	<u>【新設】</u>		

新			旧																								
<u>L T E G T P 接続利 用機能 (L P W A)</u>	料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 1 (適用) 2 (料金 額) 2 - 4 の 3 (L T E 直収パケット 接続機能 (L P W A)) に規定する 機能を利用するにあたり必要となる M V N O サービス契約者が指定する移動無 線装置との間に設定される当社の L P W A 特定接続サービスの契約者回線と 協定事業者の電気通信設備との間の 直収パケット交換機を介した通信の経 路設定等の処理を行う機能	網改造料の支払い を要します。 M V N O サービス 契約以外の契約者 回線は利用できませ ん。	【新設】																								
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 2 料金額 2 - 1 端末接続機能			料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 2 料金額 2 - 1 端末接続機能																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.055500円</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055500円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td>0.055245円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	0.055245円										
区 分	単 位	料 金 額																									
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055500円</u>																									
区 分	単 位	料 金 額																									
端末接続機能	1 秒ごとに	0.055245円																									
2 - 2 M N P 転送機能			2 - 2 M N P 転送機能																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M N P 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.010733円</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	M N P 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.010733円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M N P 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td>0.013933円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	M N P 転送機能	1 秒ごとに	0.013933円										
区 分	単 位	料 金 額																									
M N P 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.010733円</u>																									
区 分	単 位	料 金 額																									
M N P 転送機能	1 秒ごとに	0.013933円																									
(略)			(略)																								
2 - 4 W I N 直収パケット接続機能			2 - 4 W I N 直収パケット接続機能																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">W I N 直収パケット接続機能</td> <td>1 0 M b p s のもの</td> <td><u>714,694円</u></td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに</td> <td><u>71,469円</u></td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	備考	W I N 直収パケット接続機能	1 0 M b p s のもの	<u>714,694円</u>	月額	1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに	<u>71,469円</u>	月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">W I N 直収パケット接続機能</td> <td>1 0 M b p s のもの</td> <td>868,402円</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに</td> <td>86,840円</td> <td>月額</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	料 金 額	備考	W I N 直収パケット接続機能	1 0 M b p s のもの	868,402円	月額	1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに	86,840円	月額
区 分	単 位	料 金 額	備考																								
W I N 直収パケット接続機能	1 0 M b p s のもの	<u>714,694円</u>	月額																								
	1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに	<u>71,469円</u>	月額																								
区 分	単 位	料 金 額	備考																								
W I N 直収パケット接続機能	1 0 M b p s のもの	868,402円	月額																								
	1 0 M b p s を超え る 1 M b p s ごとに	86,840円	月額																								

新			
2-4の2 LTE直収パケット接続機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	610,969円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	61,096円	月額
2-4の3 LTE直収パケット接続機能 (LPWA)			
区 分	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	610,969円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	61,096円	月額
2-5 MVNO回線管理機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考
MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	82円	月額
2-6 文字メッセージ通信接続機能			
区 分	単 位	料 金 額	
文字メッセージ通信接続機能	1通信ごとに	0.46671円	
第2 網改造料			
2 料金額			
2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		0.085	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.091	
	法定耐用年数経過後	0.064	

旧			
2-4の2 LTE直収パケット接続機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	765,638円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	76,563円	月額
【新設】			
2-5 MVNO回線管理機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考
MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	88円	月額
2-6 文字メッセージ通信接続機能			
区 分	単 位	料 金 額	
文字メッセージ通信接続機能	1通信ごとに	0.52481円	
第2 網改造料			
2 料金額			
2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		0.085	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.094	
	法定耐用年数経過後	0.068	

新				
第2表 工事費				
2 工事費の額				
2-1 年額料金の算定に係る比率				
区 分		単 位	料 金 額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	(略)	(略)	(略)	
	イ 第6条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>65,200円</u>	
(略)				
2-3 2-2に適用する作業単金				
区 分		単 位	料 金 額	
作業単金		一人あたり1時間ごと	<u>6,520円</u>	
(略)				
第4表 その他の費用				
第1 au I Cカードの貸与に係る費用の額				
区 分	単 位	形 状	費用の額	備 考
au I Cカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	「Mini-UICC」、又は「4FF」	<u>226円</u>	WIN直収パケット接続機能及びLTE直収パケット接続機能での利用が可能です。 発注枚数など

旧				
第2表 工事費				
2 工事費の額				
2-1 年額料金の算定に係る比率				
区 分		単 位	料 金 額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	(略)	(略)	(略)	
	イ 第6条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	65,800円	
(略)				
2-3 2-2に適用する作業単金				
区 分		単 位	料 金 額	
作業単金		一人あたり1時間ごと	6,580円	
(略)				
第4表 その他の費用				
第1 au I Cカードの貸与に係る費用の額				
区 分	単 位	形 状	費用の額	備 考
au I Cカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	「Mini-UICC」、又は「4FF」	230円	WIN直収パケット接続機能及びLTE直収パケット接続機能での利用が可能です。 発注枚数など

新						旧					
					の条件により変更する場合があります。						の条件により変更する場合があります。
			「Plug-in UICC」、 「Mini-UICC」、 又は 「4FF」	<u>114 円</u>	L T E 直 収 パ ケ ッ ト 接 続 機 能 で の 利 用 が 可 能 で す。 発 注 枚 数 な ど の 条 件 に よ り 変 更 す る 場 合 が あ り ま す。	(略)					
			「4FF」	<u>114 円</u>	L T E 直 収 パ ケ ッ ト 接 続 機 能 (L P W A) で の 利 用 が 可 能 で す。 発 注 枚 数 な ど の 条 件 に よ り 変 更 す る 場 合 が あ り ま す。						
(略)						(略)					
別表 3 様式 様式第 1 (第 12 条第 2 項関係)						別表 3 様式 様式第 1 (第 12 条第 2 項関係)					
事前調査申込書						事前調査申込書					
第 号						第 号					
年 月 日						年 月 日					
殿						殿					

新		旧	
所属(法人名等) 氏名 印		所属(法人名等) 氏名 印	
次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。			
接続（変更）の概要			
協議事項に関する具体的内容			
接続（変更）希望時期			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			
協議事項に関する具体的内容			
1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	(例) 接続約款第 6 条標準的接続箇所表中のとおりとする。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	弊社網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別接続条件第 節のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	
	信号速度	4.8kb/s 48kb/s 64Kb/s	
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的	別紙 1 接続約款適用外の場合の技術的条件のとおり。		

新		旧	
所属(法人名等) 氏名 印		所属(法人名等) 氏名 印	
次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。			
接続（変更）の概要			
協議事項に関する具体的内容			
接続（変更）希望時期			
連絡先 (担当者氏名、電話番号)			
協議事項に関する具体的内容			
1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所	(例) 接続約款第 6 条標準的接続箇所表中のとおりとする。		
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域	弊社網接続エリア：		
4. 接続の技術的条件（物理的、電氣的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無	有 無		
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別接続条件第 節のとおりとする。		
	信号網構成	対応網	
	信号速度	4.8kb/s 48kb/s 64Kb/s	
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有 無
接続約款記載の技術的	別紙 1 接続約款適用外の場合の技術的条件のとおり。		

新			旧		
条件以外での接続の場合			条件以外での接続の場合		
5. 電気通信設備の建設に係る事項			5. 電気通信設備の建設に係る事項		
相互接続点ごとの予測トラヒック	発着 CA 別 / 接続形態 別の最繁忙トラヒック： 接続開始時より 3 年分		相互接続点ごとの予測トラヒック	発着 CA 別 / 接続形態 別の最繁忙トラヒック： 接続開始時より 3 年分	
	接続約款第 6 条標準的接続箇所表中第 2 欄にて接続する場合	別紙 3 トラヒック想定のとおり。		接続約款第 6 条標準的接続箇所表中第 2 欄にて接続する場合	別紙 3 トラヒック想定のとおり。
6. 接続端末種別			6. 接続端末種別		
	au 端末			au 端末	
	au 端末 (文字メッセージ通信)			au 端末 (文字メッセージ通信)	
	<u>セルラー L PWA サービス対応端末</u>				
接続希望端末に○印を記入			接続希望端末に○印を記入		
7. 接続形態			7. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	第 7 章接続形態別表 2 項番 ~ とする。		接続約款記載の接続形態の場合	第 7 章接続形態別表 2 項番 ~ とする。	
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙 2 接続形態のとおり。		接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙 2 接続形態のとおり。	
8. 課金条件 (貴社が利用者料金を設定し、弊社が利用者料金請求事業者となる場合のみ)			8. 課金条件 (貴社が利用者料金を設定し、弊社が利用者料金請求事業者となる場合のみ)		
課金方式	ア. 柔軟課金方式		課金方式	ア. 柔軟課金方式	
	イ. テーブル課金方式			イ. テーブル課金方式	
9. M N P ポータビリティ接続機能			9. M N P ポータビリティ接続機能		
	M N P 転送機能			M N P 転送機能	

新	
	MNPリダイレクション機能
接続希望機能に○印を記入	
10. 網改造料の対象となる機能	
11. 業務遂行上の協力事項	
	貴社に協力依頼する事項
12. 事業者識別番号及びその種別	
	貴社からの発信接続番号
13. その他	

旧	
	MNPリダイレクション機能
接続希望機能に○印を記入	
10. 網改造料の対象となる機能	
11. 業務遂行上の協力事項	
	貴社に協力依頼する事項
12. 事業者識別番号及びその種別	
	貴社からの発信接続番号
13. その他	

様式第1 別紙3

トラフィック想定

auとの相互接続点 (例：東京)	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 (Mbps)			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

auとの相互接続点 (例：東京)	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

auとの相互接続点 (例：東京)	端末需要予測			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

様式第1 別紙3

トラフィック想定

auとの相互接続点 (例：東京)	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 (Mbps)			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

auとの相互接続点 (例：東京)	最大同時接続数			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

auとの相互接続点 (例：東京)	端末需要予測			
	接続開始時	S年度末値	S + 1年度末値	S + 2年度末値

新					旧
LPWA 特定接続契約者の利用用途	(セルラー LPWA サービスの場合) LPWA 特定接続契約者 (用途単位) の回線数予測				
	接続開始時	S 年度末値	S + 1 年度末値	S + 2 年度末値	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保留時間 (秒/呼) : ■ 平均通信量 (kbyte/回) : ■ 上り/下りデータ比 : ■ 同時接続要求数 (アテンプト) (call/sec) : ■ 最繁時間帯 : ■ 最繁時集中度 (※) (%) : ■ パケットの定義 : 128 バイト/パケット (※最繁時間帯セッション数 (h) / 総セッション数 (日) × 100) ■ (セルラー LPWA サービスの場合) LPWA 特定接続契約者 (用途単位) の平均通信間隔 : ■ (セルラー LPWA サービスの場合) LPWA 特定接続契約者 (用途単位) の特定集中地域の有無 : (※ 1 平方キロメートル内に 500 台以上) 					<ul style="list-style-type: none"> ■ 保留時間 (秒/呼) : ■ 平均通信量 (kbyte/回) : ■ 上り/下りデータ比 : ■ 同時接続要求数 (アテンプト) (call/sec) : ■ 最繁時間帯 : ■ 最繁時集中度 (※) (%) : ■ パケットの定義 : 128 バイト/パケット (※最繁時間帯セッション数 (h) / 総セッション数 (日) × 100)

新

附則
(略)

区 分	単 位	料 金 額	備 考
W I N直収パケット接続機能	2 M b p sのもの	142,938円	月額
	2 M b p sを超える 1 M b p sごとに	71,469円	月額

(略)

附 則 (平成31年3月22日K D D I 移企調第1849号及びO C T技第18-191号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成31年3月31日から実施します。

旧

附則
(略)

区 分	単 位	料 金 額	備 考
W I N直収パケット接続機能	2 M b p sのもの	173,680円	月額
	2 M b p sを超える 1 M b p sごとに	86,840円	月額